

令和5年第2回加賀市農業委員会定例総会

令和5年2月24日(金)

開会（午前9時24分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち11名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、16日に田端委員、前川委員、事務局職員、2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	（挨拶）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>11番 新保委員、12番 中池委員を指名します。</p>
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（田町）	議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料

	<p>1の位置図と資料2の調査書は1ページです。案件は1件です。</p> <p>整理番号1番 ■■■■■の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は656aです。この農地は、集落内にある狭小な農地の集団の一部であり、その周辺の農地を譲受人が殆ど所有しており、自宅にも近いことから利便性もよく、一帯を取得することにより種苗用のハウス用地として活用する計画となっています。譲受人については昨年12月の農地取得の時に紹介しましたが、集落の農作業受託組織の代表をしており、ヘリコプターでの農薬散布など、集落で農業の中心的役割をしている農業者です。</p> <p>以上、この案件は資料2の1ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>議長（中村会長） 賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	次に、議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の3ページからです。加賀市長より農用地

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の新規が 9 件、更新が 12 件、合計 21 件 面積 60,501 m²の集積計画案です。この 21 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項 各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第 6 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p> <p>つぎに、先月の定例総会で継続審議となっていた議案第 2 号整理番号 2 番 3 番の案件について、中池委員より報告があります。</p> <p>（略）</p> <p>ほかにご意見、ご質問等ありませんか。なければ採決に入ります。</p> <p>只今の農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第 7 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第 7 号農地転用許可後の事業計画変更申請に</p>

田端委員	<p>ついて、事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは報告します。去る2月16日に、私と前川委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は2ページを併せてご覧ください。この案件は、議案第9号の整理番号1番と同時に申請があったものです。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は6ページから7ページ、資料1の位置図は、2ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は当初の事業者が変更になったため、許可後の事業計画変更申請と5条許可申請があったものです。議案第9号農地法5条許可申請の1番と併せて説明いたします。</p>
議長（中村会長）	<p>申請地は[]地内にあり、畑、2筆、面積計433㎡、転用目的は自己住宅建設です。当初の事業者は、自己住宅を建設する目的で[]に5条許可を得ましたが、[]が必要となり計画を断念し、この度、新規事業者に申請地を譲渡するものです。新規事業者は両親と同居していますが、手狭となったので申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第7号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>田端委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>大家職務代理</p>	<p>次に、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料1は3ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は8ページから9ページ、資料1の位置図は3ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、3筆、面積計378㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は■■■■をしており、隣接地で■■■■の自動販売機を設置した店舗を開業するため、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが10ha未滿の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、総面積1,688㎡の併用1/2以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>4条案件は、申請者が所有している農地を転用する場合</p>

事務局（橋本）	<p>ですが、この申請者は農業者でないのに何故農地を所有しているのですか。</p> <p>この申請地は、[]にこの申請者が[]で取得したものです。農業者以外の者が農地を取得する場合は、買受適格証明と5条許可申請が必要です。しかし、この農地の[]について農地の取得経緯を確認しようとしたのですが、適格証明や転用許可の確認が取れませんでした。</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。</p>
田端委員	<p>それでは報告します。位置図の資料1は4ページから5ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番は議案第7号で報告したとおりです。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は資材置場及び駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 10 ページから 11 ページ、資料 1 の位置図は、4 ページから 5 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は議案第 7 号で説明した通りです。</p> <p>2 番は■■■■地内にあり、田、2 筆、面積計 244 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3 番は■■■■地内にあり、畑、面積 76 m²、転用目的は資材置場及び駐車場建設です。譲受人は■■■■を営んでおり、申請地を購入して資材置場及び駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから第 1 種農地と判断されますが、総面積 607.90 m²の併用 1/3 以内であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>(挙手多数) 賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>報告第 3 号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 3 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>

<p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>議案書の12ページからお願いいたします。農地貸借の合意解約の届出がありましたので御報告いたします。</p> <p>今月の届出はこの4件で30筆の30,635㎡の面積です。</p> <p>以上、この4件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p>報告第4号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第4号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> <p>なければ、私の方から報告します。2月13日に県常設審議委員会が行われ、5条案件は4件あり、すべて許可相当ということです。その後、第4回理事会が行われました。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明（活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和5年第2回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

閉会（午前 10 時 15 分）